

(参考)

高砂市文化振興条例(案)の考え方

1 条例制定の背景

国では、国民の文化に対する関心の高まりから、文化芸術振興基本法が平成13年12月に制定され、地方公共団体の責務として、第4条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しました。

また、同法第35条では、「地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。」としています。

このため、この法律の制定を契機に、全国の地方公共団体において、文化の振興に関する条例の制定の動きが活発化し、兵庫県内では、平成21年3月に明石市、平成22年3月に芦屋市が文化の振興に関する条例を制定しています。

本市においては、平成23年度から「生活文化都市 高砂」を将来都市像とした第4次総合計画がスタートし、文化に関する事務を教育委員会から市長部局へ移管することにより、文化の振興によるまちづくりを行うことにより、地域コミュニティの醸成や地域づくりにつなげ、地域の活性化、市民のくらしの豊かさを実現していこうとしています。

2 条例制定の意義

本市は、瀬戸内海に面した播州平野にあり、温暖少雨の気候で、山も海も川もある自然豊かな住みやすいまちであり、偉大な先人が輩出し、古くからの伝統文化が息づき、各所における秋まつりは盛大に催され、加えて、地域による文化的な活動も活発化しているなど新たな文化も創造されています。

この素晴らしい財産をまちづくりに活かすことで、「全国画一」の自治体行政から地域の実状にあった自立した新しい文化振興行政を展開し、高砂らしさの創出、市民の心の中に豊かな人間性をはぐくみ、相互に理解、協力、尊重しあう土壌をつくり市民生活を豊かにしていきたいと考えています。

文化振興条例を制定し、高砂らしい施策を実施していくことが、文化芸術振興基本法の趣旨にも合致するものと考えられ、また、法に例示列举されていない生活に身近な「生活文化（くらしの文化）」について特に定めていきたいと考えています。

文化の振興のための基本的な理念、仕組みを条例として明文化することで、その方向性が明確化されること、また、これまでの「縦割り」だった個別の施策、事業が、この文化振興条例に基づいて再構成、統合化されることについても、この条例の制定は、意義があることと考えます。

文化の振興は継続的な積み重ねが大切であり、費用対効果だけに重きをおかず、行政が、保存、育成、少数のニーズの受け皿など、民間では対処できない部分を補完するというのも行政としての役割の一つと認識しています。

条例は、様々な状況の変化があっても、継続性を担保するものとして有効であり、文化の振興を行政が全庁的に取り組む方策として、また、文化を市政の大きな政策課題として掲げ、市民生活の充実を支援するために行政が取り組んでいくことを市民に示すことでも意義があると考えます。

3 条例の位置付け

この条例は、総合計画の体系に準じ、以下のとおりの位置付けとします。

(文化振興)		(総合計画)
条例	…	基本構想
基本方針	…	基本計画
振興計画	…	実施計画

また、この条例は文化芸術振興基本法に基づき制定するものですが、文化振興基本方針、文化振興計画については、この条例に基づき、今後、策定していきます。

